

2012年5月10日 Vol.0053

二つの冤罪事件について ①

---

---

■甲山事件の闇と徳島ラジオ商殺害事件①■

私は平成20年10月17日大阪拘置所に収監され12月23日静岡刑務所に移送になり昼夜単独房での生活（単独作業、単独運動、単独風呂）であったが同年1月26日から夜間は単独房、昼間は共同生活（作業、運動、風呂）をするようになった。

私の事件は数多く報道されているので事件の内容を述べるつもりはない。現職当時、私は多くの人を塙の中に送り込んできたが今度は私が送り込まれる羽目になりその両方体験することになった。

私は現職当時刑務所を何回か巡視した経験はあるものの、受刑者が塙の中でどういう生活をしているのか、その実情はほとんど知らなかったというのが実情である。裁判官は私よりも知らないと思われる。

両方を体験したということは、事件や世間の出来事を観察する場合、人としての深み、奥行き、光と影、表面と裏面とがあわせて見られるようになったのではないかと私は秘かに思うのである。

私は獄中において「警察・検察評論家」として今後活動していくことを旗揚げしたい。警察や検察には何のしがらみもなく権力に媚びることもないので検事生活約30年の経験を生かして単刀直入に切り込むことができるのではないかと私は思っているのだ。多くの人にご支援とご協力をおねがいしたい。

まずは最初に甲山事件の闇とその事件と類似する徳島ラジオ商殺害事件に

ついでに言及してみたい。

20年以上も前に甲山事件というのが大々的に報道された。が、今は忘れて  
いる人もいないのではないだろうか。この事件にはあらゆる問題点が凝縮  
されているので決して風化させてはならないと思う。捜査経過の異常  
さ、犯行動機の異常さ、控訴の闇、どれを見ても異常なことだらけの事件  
なのである。何故このような事件を起訴したのであろうか。何故長期裁判  
になったのであろうか。何故、検事は控訴したのであろうか。その闇をあ  
きらかにしてみたい。

また、徳島ラジオ商事件が再審無罪となったことを記憶されている方も多  
いと思われる。甲山事件と徳島ラジオ商事件とはその構図がかなり似てい  
るのであわせてその類似関係を探ってみたい。

まず甲山事件の時系列を見ると下記一覧表のとおりである

昭和 49 年 3 月 17 日	午後 5 時頃	甲山学園で女子園児 A 行方不明
同	19 日	午後 8 時頃 男子園児行方不明
		午後 9 時 30 分頃 A と B の遺体が浄化槽から発見
同	4 月 7 日	(第 1 次捜査) 山田悦子保母、男子園児 B 殺害容疑で逮捕
同	28 日	山田保母、処分保留で釈放
同	50 年 9 月 23 日	嫌疑不十分で不起訴処分
同	51 年 10 月 28 日	検察審査会、不起訴不当の決議 (園児の遺族ら審査申立)
同	12 月 10 日	(第 2 次捜査) 神戸地検 再審査開始
同	53 年 2 月 27 日	山田保母再逮捕
同	3 月 9 日	起訴
同	3 月 24 日	保釈
同	60 年 10 月 17 日	神戸地裁無罪判決 検事 控訴
平成 10 年 3 月 24 日	差戻審	神戸地裁無罪判決
同	11 年 9 月 29 日	大阪高裁控訴審無罪判決

次に A、B の園児が遺体で発見された甲山学園は、阪急芦屋駅から北方約 1  
キロにある標高 400 メートルの甲山の中腹にある。同学園には園児を収容す  
る建物として青葉寮、他 1 棟があるが、青葉寮には、軽度、中程度、重度の

精神遅滞児 47 名が収容され、男性指導員、女性保母が 1 日中世話をしている。A、B 園児はいずれも 12 歳で重度の精神遅滞児で「青葉寮」に収容されていた。

また、青葉寮のティールームの裏側に水洗トイレの浄化槽があり、その浄化槽は縦 4 メートル、横 5 メートルで、その中は横に 2 槽に分かれ、深さ約 1、5 メートルまでは糞尿と水の汚水が、汚水面から上は 50 センチくらい空間になっている。A、B 園児の遺体が発見された浄化槽にはマンホールがあり、そのマンホールの蓋は鉄製で円形であって直径約 50 センチ、蓋の重さは約 17 キロであった。

第 1 次捜査は前記 1 覧表のとおり、昭和 49 年 4 月 7 日兵庫県警本部操作 1 課と所轄西宮警察署が山田保母を逮捕し、神戸地検尼崎支部に送検され佐藤惣三郎検事らが捜査を担当した。が、結局起訴することができず、4 月 28 日処分保留で釈放し、同 50 年 9 月 23 日嫌疑不十分で不起訴処分がなされた。

ただその間に山田保母の警察官に対する供述調書 2 通が作成されている。とても自白だというべき筋合いの調書ではないが、その 2 通の調書が裁判所では自白の信用性を争点として争われたのだ。

まず①

4 月 17 日付の調書によると「今夜は本当のことを申し上げます。A と B をやったのは私に間違いありません。私が本当のことを言う気持ちになったのは、A と B があのマンホールの冷たい中で、どんなに苦しんだか、恐かったか、その苦しみを考えるときに私の苦しみなどはそれに比べると何でもありません。ですから勇気を出して思い切って申し上げました。A と B の冥福を祈っています。A と B をマンホールに落として殺したのは本当に私に間違いございません。どうぞご両親の方にもお許し下さいますようお願いいたします」という内容の調書なのである。

これが自白調書といわれるもので最初に作成されたものだ。捜査経験のない人がこの調書を読んでも A、B 二人の園児の遺体が浄化槽から発見された結果から作文をしたものであるということがお分かりになると思う。だから内容が全くないのである。また注目すべきことは、この調書によると「A、B 二人の園児を殺害した」となっている点である。何故 A、B 二人の園

児を殺害したのか、その動機については全く触れられてないのだ。

次の②

4月19日付の調書によると「私が用務員室のほうから回って青葉寮の裏のほうに行きますとAが浄化槽の上で遊んでおりました。私がA子と声をかけるとA子が立ち上がったとたんによろけて突然姿が見えなくなりました。私があわてて走って行って見ますと、浄化槽の蓋が開いており、その中へAが落ちたということが判りました。覗き込んでAを捜しましたがAが見つからないので『これは大変なことになった自分の当直のときの責任になる』と考えました。私は責任を感じ、つい蓋をしてしまったのです。私は悩みました。そして私の責任をカモフラージュするために他の当直中の人の時に事故が起きたら自分が助かると思いました。それで19日の日にBをマンホールに入れて殺してしまったのです。19日午後8時前に事務室を出て青葉寮の女子棟の仕分け室から3つ目の部屋に上がり、廊下に出てティールームの方へ歩いていきました。目に付いたBを呼び、非常口の扉から外に出て手を引いて行き、マンホールの蓋を開け、Bをマンホールの中に入れたのです」という内容の調書なのである

①の4月17日付けの調書ではA、B二人を殺害したと供述しているのに他方②の4月19日付け調書では突如Bだけを殺害したと相反する供述をしているのである。この一事をもってしても捜査官が作文したものだといえるのだ。供述内容も概括的で具体的迫真性が全くなく秘密の暴露のかけらもない供述なのである。その犯行動機というのはAが浄化槽に落ち、助けることをしないで自らが蓋をしたため責任が自分に来ることをカモフラージュするためにBを殺害したというのである。

読者の方に考えてもらいたい。Aが浄化槽に落ちたのを見れば誰でも救助活動をするであろう。大声で他の職員を呼び自らも浄化槽に行って助け出す行動に出るであろう。それが蓋をしてしまったと言うのだ。山田保母は精神異常者でも何でもない普通の若い女性である。蓋をするなどということは100パーセントあり得ないと私は判断する。

ところが平成11年月29日、大阪高裁判決によると他の園児が蓋をしたのだと認定しているのだ。他の園児が蓋をしたというのが事実であるのに山田保母が蓋をしたとすり替えたのである。責任が自分に来ることをカモフラ

ジュするために B を殺害したという供述にいたっては不可解極まりなく推理小説の手法としてさえも成り立たない空想物語であろう。

大阪高裁判決も「山田保母自白は捜査段階の供述調書に一時期現れた断片的で不完全なものであり自白内容は甚だ概括的で信用性を高めるような具体的迫真性がなく、重要な点について明らかに客観的事実に反する部分がある」「最も重要なのは犯行の動機であるが、検察官の主張する動機は、山田保母が本件の 2 日前の宿直の際、A 園児が浄化槽に転落するのを目撃しながらこれを救助せず逆に自己の責任になると考えてつい蓋をしたことを思い悩み、A 園児死亡に関する自己の責任をカモフラージュするために B 園児を殺害したという動機は主張内容自体が通常の間人が考えることとしては極めて不合理である。本件のような犯行で、その動機内容に重大な事実の誤認があれば、自白全体の信用性に疑問が生じるのは当然である。通常であればこれまでの捜査の見直しを迫られるほどの事実と言えよう」と断じて山田保母の自白を排斥しているのである。

この判決は検察にやや遠慮していると思われるが「捜査の見直しを迫られる」とまで言っているのだ。

次回へつづく